

「学校いじめ防止基本方針」

都留第一中学校

本校では、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう本方針を策定した。

1. いじめ防止のための基本方針

①基本姿勢

- I いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- II 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- III いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- IV いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- V 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

2. いじめ防止のための実効性のある組織づくり

①校内組織の設置

いじめ防止対策委員会

月1回の定例会・臨時委員会

メンバー 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭
必要に応じて当該学級担任・S C・外部機関等

3. 未然防止・早期発見・対処の3局面におけるいじめ対応の具体化

①別表

4. 教育委員会や関係諸機関との連携

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告・相談し迅速に対応する。
- ②いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、該当生徒の安全確保を優先した対応をとる。

5. 保護者への連絡と支援・助言

- ①いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報はその都度適切に提供する。

6. 懲戒権の適切な行使

- ①教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7. 学校評価の実施

- ①いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

未然防止・早期発見・対処の3局面におけるいじめ対応の具体化

		生徒へ直接かかわる取り組み内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他のものを区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である生徒への声かけ ○個別懇談や生活アンケートによる情報収集 ○文具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及 ○インターネットやスマホを利用したいじめへの対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な生徒たちとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○生徒たちの持ち物の紛失や増加に注意 ○情報モラル教育の推進、状況に応じて関係機関との連携を図る 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聴き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒たちを守る強い姿勢を見せることと、生徒の話をよく聞くことでの事実や心情の理解 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と生徒の言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聴き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒たちを守る強い姿勢を見せることと、生徒の話をよく聞くことでの事実や心情の理解 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と生徒たちの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聴き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒たちを守る強い姿勢を見せることと、生徒の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と生徒の言い分を聞くこと
直接関係のない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに荷担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志を育成 	

各家庭（PTA）への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに感心を持ち、寂しさやストレスに気づくことのできる家庭づくり（個別懇談・学年部会・PTA教育講演会等の実施） ○子どものがんばりをしっかり認めて誉めること、いけない時にははっきりと叱ることのできる家庭づくり ○父親の子育てへの積極的参加
地域への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども達への積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡等の依頼

年間計画

< 1 学期 >

	アンケートの実施	対策委員会 (定例会)	学年・学級等		生徒会・ 部活動等	保護者	教 師
			学級・学年 開き	学級集団 づくり			
4月	実施	実施	学級・学年 開き	学級集団 づくり	選手権大会 へ向けて	家庭訪問 授業参観 PTA総会 学年部会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止 基本方針理解 ・組織づくり ・校内研修 ・道徳教育の推進 ・教育相談 ・SCとの連携 ・研修等への参加
5月	実施	実施	校外学習実行 委員会づくり	校外学習グル ープづくり 情報モラル	生徒総会		
6月	実施	実施	学年集会		総体へ向け て	地区懇談会	
7月	実施	実施	長期休業指導		学園祭へ 向けて	三者懇談	

< 2 学期 >

	アンケートの実施	対策委員会 (定例会)	学年・学級等		生徒会・ 部活動等	保護者	教 師
			学年集会	学級生活の 見直し			
8月	実施	実施	学年集会	学級生活の 見直し			<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進 ・教育相談 ・SCとの連携
9月	実施	実施	学園祭取組 集団活動	学園祭取組 集団活動	学園祭取組 集団活動	学園祭参観	
10月	実施	実施			新人大会へ 向けて		
11月	実施	実施	学年集会		生徒会役員 選挙への 取り組み		
12月	実施	実施	長期休業指導		生徒総会	三者懇談	

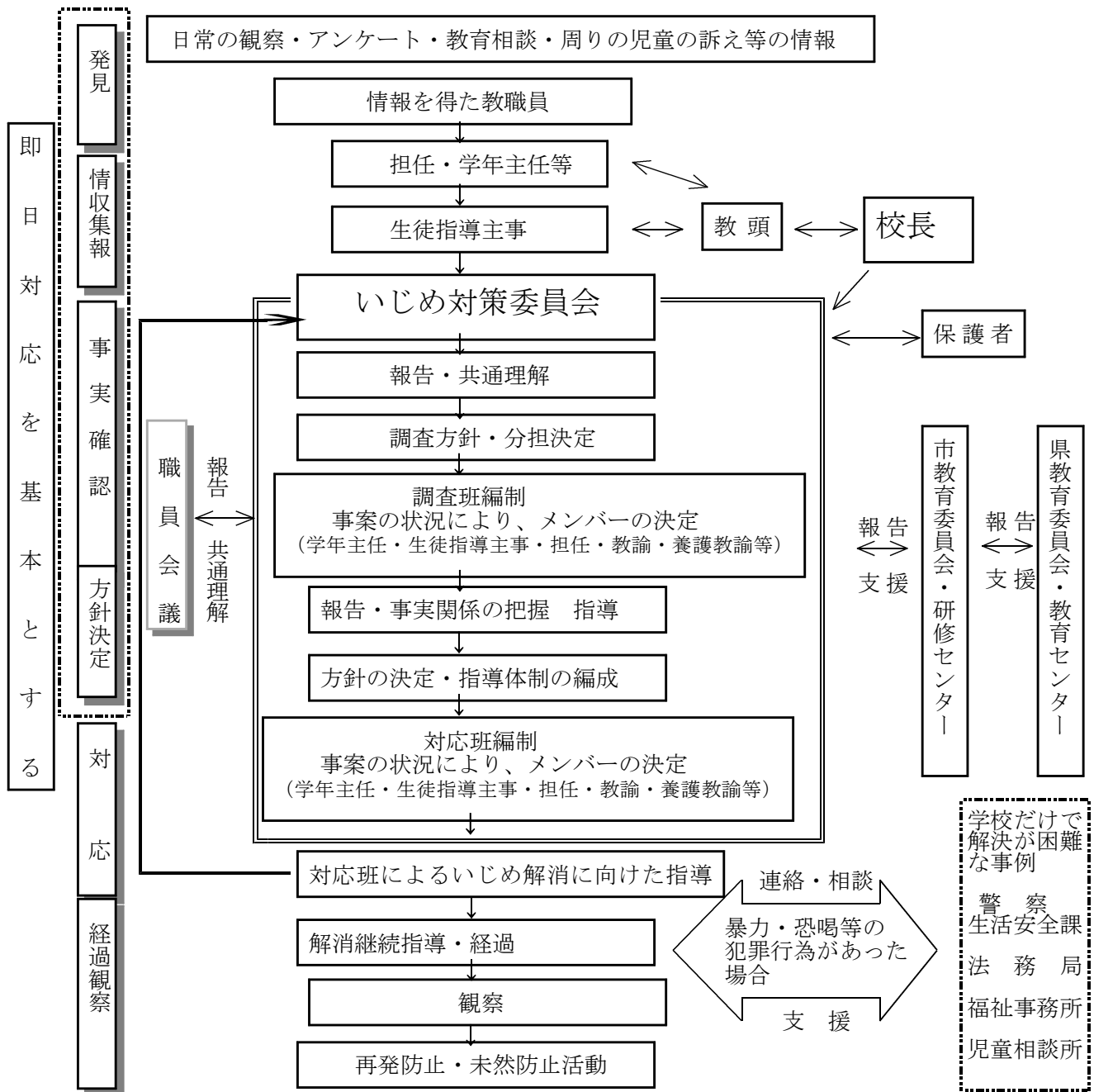
< 3 学期 >

	アンケートの実施	対策委員会 (定例会)	学年・学級等		生徒会・ 部活動等	保護者	教 師
			学年集会	学級生活の 見直し			
1月	実施	実施	学年集会	学級生活の 見直し	新生徒会 の活動		<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進 ・教育相談 ・SCとの連携
2月	実施	実施			三送会へ 向けて		
3月	実施	実施	三送会・卒業 式への取組	年度末取組	三送会		

※アンケートは毎月末実施する。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

- ・教職員がいじめを認知した場合、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。
- ・校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を経て、組織的に取り組む。



※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日の内に対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の認識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが大切である。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ・速やかに市教育委員会・教育事務所、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

学校生活に関する調査カード

ここに書いたことは、他の人にわからないようにします。ふざけたりしないで正直に答えて下さい。

①から④は ○ よい △ 普通 × そうでもない

⑤と⑥は、ある又はないに○をつけて下さい。

⑦は⑤又は⑥であるに○をつけた場合に○をつけて下さい。

年 組 名前 ()

	① 学校は楽しいですか？	② みんなで何かするのは楽しいですか？	③ 授業に自分から取り組んでいますか？	④ 授業はよくわかりますか？	⑤ 前回の調査から今日までに、いじめられたりこまりましたか？		⑥ 前回の調査から今日までに、いじめを見たり、聞いたりしましたか？		⑦ ⑤⑥であるとしたそのいじめは今も続いていますか？	
					ある	ない	ある	ない	いる	いない
1 学期 (第 1 回) < 4 月 >					ある	ない	ある	ない	いる	いない
					ない	ある	ない	ある	いる	いない
1 学期 (第 2 回) < 5 月 >					ある	ない	ある	ない	いる	いない
					ない	ある	ない	ある	いる	いない
1 学期 (第 3 回) < 6 月 >					ある	ない	ある	ない	いる	いない
					ない	ある	ない	ある	いる	いない
1 学期 (第 4 回) < 7 月 >					ある	ない	ある	ない	いる	いない
					ない	ある	ない	ある	いる	いない
2 学期 (第 5 回) < 8 月 >					ある	ない	ある	ない	いる	いない
					ない	ある	ない	ある	いる	いない

- ※ ・ ①から④は学習及び自己有用感に関する意識調査。
 ・ アンケートでいじめに○がついた場合は、詳細な調査に入る。アンケート記入シートに記入。
 ・ 5・6に○がついた場合コピーして保存する。解決した場合は、日付けを記録しておく。

教員が常に意識するポイント表 気がついたら共有しよう。
教師用チェック表

年 組

場面	内容	氏 名	日時	解決	継続
朝の会	遅刻・欠席が増える				
	表情がさえず、うつむきになる。				
	始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ				
	健康観察の際、声が小さい。				
	たびたび体調不良を訴える。				
授業の 開始時	忘れ物が多くなる。				
	用具・机・椅子等が散乱している。				
	一人だけ遅れて教室に入る。				
	涙を流した気配が感じられる。				
	周囲が何となくざわついている				
	席を替えられている。				
授業中	頭痛・腹痛を頻繁に訴える。				
	保健室によく行くようになる。				
	ひどいあだ名で呼ばれる。				
	グループ分けで孤立しがちである。				
	発言に笑いが起きる。				
	正しい答えを冷やかされる。				
	ノートなどの使い方が乱雑になる。				
	※不真面目な態度で授業を受ける。 ※ふざけた質問をする。				
休み時間	一人でいることが多い。				
	わけもなく廊下や階段を歩いている。				
	用もないのに職員室に来る。				
	遊びの中で孤立しがちである。				
	集中してボールを当てられる。				
	遊びの中で常に同じ役をしている。				
	プロレスごっこで負けることが多い。				
	※大声で歌を歌う。 ※仲良しでない者とトイレに行く。				
給食時	食べ物にいたずらされる。				
	嫌われるメニューのときに多く盛られる。				
	その子どもが配膳すると嫌がられる。				
	グループ分けで孤立しがちである。				
	※好きなものを友人に譲る。				
	目の前にゴミを捨てられる。 最後まで一人でする。				
放課後	衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。				
	用事がないのに残っている。				
	顔に擦り傷や鼻血の後がある。				
	急いで一人で帰宅する。				
動作や 表情	活気がなく、おどおどしている。				
	視線を合わさない。				
	寂しそうな暗い表情をする。				
	教師と話すとき不安な表情をする。				
	独り言を言ったり急に大声を出したりする。 係活動など、急にやる気を失う。				
持ち物や 服装	教科書にいたずらをされる。				
	持ち物・靴・かさなどを壊されたり隠されたりする。 持ち物や机などに落書きされたり、靴の後ろが残っ ていたりする。				
	忘れ物や宿題忘れが目立つようになる。				
	刃物など危険なものを所持する。				

※は他者から強要されている可能性があるもの、日常的に観察し、気になる児童がいた場合に報告を
- いじめ防止基本方針 6 -